

■ 法定外労災補償プラン ■

労災上乗せ補償

労働災害総合保険

保険料
55%
割引※

経営のハンドルを
握る人の責任

&

使用者
賠償責任条項
+
法定外
補償条項

※事業場数割引・損害率による割引により合計55%の割引を適用しております。
割引率は保険料、事業場数および過去の損害率等により変動します。このため加入状況
および保険金のお支払い状況により翌年度の割引率が変わる場合があります。



保険期間 2026年12月1日午後4時～2027年12月1日午後4時(1年間)

申込締切日:2026年11月20日(加入申込票の引受保険会社到着日)

* 中途加入も可能です。



川崎商工会議所

高品質の労災上乘せ補償を実現しました

補償イメージ全体図

従業員が政府労災保険等で給付の対象となる業務上または通勤途上の災害(注)によって身体に障害を被った場合

政府労災保険等の対象となる従業員の労働災害について、貴社が被災従業員または遺族から損害賠償請求を受け、法律上の損害賠償責任を負った場合



(注) 通勤災害補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

「労災上乘せ補償」の特長・利点

- ① この保険は川崎商工会議所が保険契約者となる団体契約です。新規加入時から、事業場数割引・損害率による割引の適用により**合計 55% の割引**^{※1} 適用を受けられます。
※1 割引率は保険料、事業場数および過去の損害率等により変動します。このため加入状況および保険金のお支払い状況により翌年度の割引率が変わる場合があります。
- ② 無記名方式で年齢制限もなく、**従業員全員**^{※2} が対象となります。
※2 下記「対象となる従業員の範囲」に記載された方に限ります。
- ③ 保険料は**全額損金処理**ができます。(2026年10月現在)
- ④ この川崎商工会議所・労災上乘せ補償にご加入いただけるのは川崎商工会議所会員に限ります。

ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款・特約によって定まります。詳細は普通保険約款・特約をご覧ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

対象となる従業員の範囲

- 政府労災保険等で給付をうけることができるすべての従業員が対象となります。臨時雇用、アルバイト、パート、季節労働者等も含まれます。
- 下請負人従業員も対象とすることができます。**(下請負人補償特約のセットが必要です。)**
- 政府労災保険に特別加入されている経営者の方も加入できます。**(特別加入者補償特約のセットと記名が必要です。)**

ご参考データ

労災事故に関する高額な賠償事例をご紹介します。

<判決・和解事例>

No	賠償金額	業種	事故内容
1	1億9,800万円	精密機器製造	人事異動後の集中残業による脳内出血で意識障害。(大阪地裁 平成20年4月判決)
2	1億9,400万円	レストラン	レストラン支配人(管理職)が脳過労障害。(鹿児島地裁 平成22年2月判決)
3	1億6,800万円	広告業	ラジオ局員が過労自殺。(最高裁 平成12年3月判決)
4	1億6,700万円	市立病院	医師が過労死。(長崎地裁 令和元年5月判決)
5	1億3,000万円	銀行	行員(40歳)が長時間労働によるうつ病で過労自殺。(熊本地裁 平成26年10月判決)
6	1億2,700万円	県立病院	嘱託医が過労死。(那覇地裁 平成17年3月判決)
7	1億2,000万円	重工業研究所	研究室長が長時間労働により心筋梗塞を発症。(長崎地裁 平成16年3月和解)
8	1億円	鉄道会社	社員(28歳)が長時間労働によるうつ病で過労自殺。(大阪地裁 平成27年3月判決)
9	1億円	建設会社	営業課長が長時間労働が原因でうつ状態となり自殺。(京都地裁 平成27年9月判決)
10	7,200万円	消火器販売	上司によるパワハラが原因でうつ状態となり自殺。(福井地裁 平成26年11月判決)

出典:三井住友海上「ビジネス」ネクスト ニーズ喚起チラシ(資料番号97883、2024年12月改訂)

■ 加入パターン ■

法定外補償条項と使用者賠償責任条項のセットプラン

● すべてのプランの支払限度額は「業務上」と「通勤」で設定しています。

加入プラン		A1	B1	C1
加入プランのイメージ		法定外補償条項 使用者賠償責任条項		
法定外補償条項(業務上災害、通勤災害 ^(注) 、休業補償)				
死亡に対する法定外補償保険金		3,000万円	2,000万円	1,000万円
後遺障害に対する法定外補償保険金	1級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	2級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	3級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	4級	2,400万円	1,600万円	800万円
	5級	2,100万円	1,400万円	700万円
	6級	1,800万円	1,200万円	600万円
	7級	1,200万円	800万円	400万円
	8級	600万円	400万円	200万円
	9級	480万円	320万円	160万円
	10級	360万円	240万円	120万円
	11級	240万円	160万円	80万円
	12級	180万円	120万円	60万円
	13級	120万円	80万円	40万円
	14級	60万円	40万円	20万円
休業に対する法定外補償保険金(1日)		3,000円	2,000円	1,000円
使用者賠償責任条項				
1名あたり支払限度額		2,000万円	2,000万円	2,000万円
1災害あたり支払限度額		1億円	1億円	1億円

法定外補償条項のみのプラン

● すべてのプランの支払限度額は「業務上」と「通勤」で設定しています。

加入プラン		A2	B2	C2
加入プランのイメージ		法定外補償条項		
法定外補償条項(業務上災害、通勤災害 ^(注) 、休業補償)				
死亡に対する法定外補償保険金		3,000万円	2,000万円	1,000万円
後遺障害に対する法定外補償保険金	1級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	2級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	3級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
	4級	2,400万円	1,600万円	800万円
	5級	2,100万円	1,400万円	700万円
	6級	1,800万円	1,200万円	600万円
	7級	1,200万円	800万円	400万円
	8級	600万円	400万円	200万円
	9級	480万円	320万円	160万円
	10級	360万円	240万円	120万円
	11級	240万円	160万円	80万円
	12級	180万円	120万円	60万円
	13級	120万円	80万円	40万円
	14級	60万円	40万円	20万円
休業に対する法定外補償保険金(1日)		3,000円	2,000円	1,000円

(注)通勤災害補償特約をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

・法定外補償規定等*を定めている場合は、法定外補償規定等*の補償金額と支払限度額は同額にすることをおすすめします。

*法定外補償規定とは、被保険者である企業・事業主が被保険者に対して、政府労災保険等の給付の他に一定の労働災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定その他一定の災害補償を行う旨の規定等をいいます。

建設業の皆さまへ

経営事項審査制度^{*1}でプラス評価されるためには、以下の4つの条件を満たす法定外補償条項に加入している必要があります。

①被保険者の範囲が、申請者の直接の雇用関係にある従業員の他、全下請負人を含むことが契約上明らかであること。

(下請負人補償特約をセットします。)

②死亡及び政府労災保険の障害等級の第1級から第7級までが必ず補償の対象となっていること。

③業務上災害だけではなく、通勤途上の災害も補償の対象となっていること。(通勤災害補償特約をセットします。)

④保険期間に審査基準日が含まれていること。

*1 出典:国土交通省「経営事項審査」 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000161.html

■ 業種コード別 年払保険料の目安【1名あたり】 ■

加入プラン		A1	B1	C1	A2	B2	C2
パターン説明		法定外補償条項と使用者賠償責任条項			法定外補償条項のみ		
業 種 名	コード	—	—	—	—	—	—
建築事業	35	33,330円	24,780円	16,650円	27,160円	18,090円	9,040円
既設建築物 設備工事	38	33,330円	24,780円	16,650円	27,160円	18,090円	9,040円
その他の建設	37	52,830円	40,570円	29,130円	40,000円	26,660円	13,320円
金属鍛錬業	50	22,570円	17,830円	13,560円	15,850円	10,550円	5,280円
金属製品 ・金属加工	54	36,310円	28,190円	20,710円	26,720円	17,800円	8,900円
電気機械器具	57	5,250円	4,070円	2,990円	3,870円	2,570円	1,280円
その他の製造業	61	22,570円	19,810円	17,810円	11,110円	7,390円	3,690円
貨物取扱業	72	25,680円	20,080円	14,960円	18,560円	12,360円	6,180円
清掃・火葬・と畜 の事業	91	16,660円	12,460円	8,500円	13,370円	8,900円	4,450円
その他各種事業	94	4,770円	3,420円	2,160円	4,140円	2,740円	1,380円
卸売・小売・飲食業 または宿泊業	98	4,770円	3,420円	2,160円	4,140円	2,740円	1,380円
金融・保険または 不動産業	99	4,770円	3,420円	2,160円	4,140円	2,740円	1,380円

本表の見方

- 注1) 上表はすべて「保険料の目安」です。必ずしも人数倍の保険料とはなりませんので、ご注意ください。
貴社向けの正確な保険料につきましては、改めて計算の上、ご案内させていただきます。
- 注2) 一時払が基本となります。年間(暫定、確定)保険料が12万円以上(月換算で1万円以上)となる場合は、分割払のご選択もできます。
保険料分割による割増はかかりません。
- 注3) 上記「法定外補償条項」では、業務上災害、通勤災害ならびに休業損害が補償されています。「業務上災害」「通勤災害」の補償額は同額です。
- 注4) 上記「加入プラン」による加入を原則としています。単位定率型(賃金総額をもととする契約方式)も含め上記プラン以外での加入も可能です。
- 注5) 建設関係業種(コード31～38)については、年間包括契約に限り。また被用者の範囲を下請負人まで拡大する場合は、特約のセットが必要です。
被用者の範囲を下請負人まで拡大する場合で、下請負人に政府労災保険の特別加入者(中小事業主、一人親方等)を含む場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。
- 注6) 業種コード21～26、41～66、71～99については、「平均被用者数(250名超)による割引」の適用が可能です。
業種コード31～38については、「請負金額(1被保険者の保険期間中の請負金額総額が1億円超)による割引」の適用が可能です。
- 注7) 保険期間終了後、保険料を確定するために必要な資料を遅滞なく引受保険会社にご提出いただきます。確定した賃金総額、または平均被用者数に基づき算出された保険料(最低保険料に達しないときは最低保険料)と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。ただし、「保険料確定特約」がセットされたご契約は除きます。
- 注8) 保険期間の途中で加入される場合の適用保険料については、別途代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

■ ご加入例(保険料の目安) ■

E社(従業員数30名、その他各種業種(94))

下記の保険料は一例です。実際の保険料等につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

加入プラン	A1	A2
1名あたり年間保険料	4,770円	4,140円
年 間 保 険 料	143,100円	124,200円

この保険は、こんなときにお役に立ちます。

<法定外補償条項>

この保険は、貴社（補償の対象となる方をいいます。以下「被保険者」といいます。）の従業員等（以下「被用者」といいます。）が業務上または通勤途上の災害^(注1)によって身体の障害を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。

例えば、次のような場合に保険金をお支払いします。

作業中に高所から落ちて死亡	工場で荷物が落ちてきてケガ	オフィスの階段から落ちてケガ	電気工事中に作業員が感電死	機械に手を挟まれてケガ	通勤中に電車の事故でケガ ^(注)
---------------	---------------	----------------	---------------	-------------	-----------------------------

^(注)通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

<使用者賠償責任条項>

被用者が業務上の災害によって身体の障害を被り、政府労災保険等の給付がなされた場合に、被保険者が被災した被用者またはその遺族から損害賠償請求を受けたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に負担する損害賠償金および賠償問題解決のために要した費用を保険金としてお支払いします。

例えば、次のような労働災害により被保険者が法律上の損害賠償責任を負うおそれがあります。

- ① 漏電による災害によりケガをしたなど、建物や設備の欠陥による労働災害（工作物責任）
- ② 工作機械に安全装置がついていなかったためにケガをしたなど、安全維持の配慮を欠いていたための労働災害（雇用契約上の債務不履行責任）
- ③ フォークリフトの操作ミスにより、同僚を負傷させるなど、被用者の過失による労働災害（使用者責任）

お支払いする保険金

<法定外補償条項>

以下の保険金について、ご加入内容に基づき保険金をお支払いします。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

死亡に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害 ^(注1) によって死亡した場合にお支払いする保険金です。
後遺障害に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害によって後遺障害(政府労災保険の第1級～第14級)を被った場合にお支払いする保険金です。
休業に対する法定外補償保険金	被用者が業務上または通勤途上の災害による身体の障害によって休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で、1,092日分 ^(注2) を限度とします。

^(注1)通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

^(注2)「休業補償日数特約(362日)」・「休業補償日数特約(727日)」または「休業補償日数特約(1,457日)」のいずれかをセットし、日数を変更することもできます。

<使用者賠償責任条項>

被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金	政府労災保険等により保険給付がなされた場合に限り、保険金をお支払いします。 ①死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度等により給付される金額を超過する額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。 ②法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。政府労災保険等では、慰謝料は給付の対象となりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象になります。
賠償問題解決のために要した費用	法律上の損害賠償責任の解決のために被保険者が負担する以下の費用をお支払いします。 ①被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用(弁護士報酬を含みます。) ②被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用 ③被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用 ④被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

*被保険者が、被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

保険金をお支払いしない主な場合

<法定外補償条項および使用者賠償責任条項共通>

(1)次のいずれかに該当する事由によって被用者が被った身体の障害^(注1)については、保険金をお支払いしません。

- ①保険契約者もしくは被保険者^(注2)またはこれらの事業場の責任者の故意
- ②地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注3)
- ④核燃料物質^(注4)もしくは核燃料物質によって汚染された物^(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性

(2)次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。

- ①被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
- ②風土病による身体の障害
- ③職業性疾病^(注6)による身体の障害

等

<法定外補償条項>

(1)次のいずれかに該当する身体の障害については保険金をお支払いしません。

- ①被用者の故意、または被用者の重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- ②被用者が次のいずれかに該当する間に、その被用者本人が被った身体の障害
ア、法令に定められた運転資格^(注7)を持たないで自動車等を運転している間
イ、酒気を帯びた状態^(注8)で自動車等を運転している間
ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ③被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害

等

(2)労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対しては、保険金をお支払いしません。

<使用者賠償責任条項>

(1)次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金をお支払いしません。

- ①被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用
- ②被保険者が個人の場合には、その被保険者と同居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用

(2)労働基準法第76条第1項または船員法第91条第1項による補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金をお支払いしません。

(3)労災保険法等によって給付を行った被保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額については保険金をお支払いしません。 等

^(注1) 身体の障害	これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。	^(注6) 職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、その業務特有の性質または状態に関連して有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。 (例) 粉塵(じん)による「じん肺」、著しい騒音による「耳の疾患」、タイピスト等の「手指のけいれん」、鉛、水銀、マンガン等による「中毒」、アスベストによる「中皮腫」
^(注2) 保険契約者もしくは被保険者	保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。	^(注7) 法令に定められた運転資格	運転する地における法令によるものをいいます。
^(注3) 暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穩が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。	^(注8) 酒気を帯びた状態	道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態をいいます。
^(注4) 核燃料物質	使用済燃料を含みます。		
^(注5) 核燃料物質によって汚染された物	原子核分裂生成物を含みます。		

* 有期事業(建設業)または製造業で下請負人を使用している場合は、「下請負人補償特約」をセットすることにより、下請負人とその被用者を補償の対象とすることができます。

* 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

セットできる主な特約

<法定外補償条項のみ>

法定外補償条項にオプションとしてセットできる主な特約は次のとおりです。セットをご希望の方は加入申込票の特約欄に記入してください。

災害付帯費用補償特約	「死亡に対する法定外補償保険金」、「後遺障害(政府労災保険の第1級～第7級)に対する法定外補償保険金」をお支払いする場合に、被保険者が負担する香典、葬儀費用等の支出を余儀なくされた費用を支払限度額まで実費でお支払いします。
特別加入者補償特約	中小事業主(政府労災保険第一種特別加入者)、一人親方(政府労災保険第二種特別加入者)等の特別加入者の労働災害を拡張して補償します。

<法定外補償条項・使用者賠償責任条項共通>

法定外補償条項および使用者賠償責任条項にオプションとしてセットできる主な特約は次のとおりです。セットをご希望の方は加入申込票の特約欄に記入してください。

下請負人補償特約	有期事業(建設業)(業種コード31～38)または製造業(業種コード41～66)で下請負人を使用している場合に、下請負人とその被用者を補償の対象に追加します(対象とする下請負人の範囲、下請負人の被用者数、賃金総額または請負金額等を通知いただくことが必要です。)。ただし、「退職者加算特約」と同時にセットすることはできません。
海外危険補償特約	政府労災保険第三種特別加入制度へ加入している海外駐在員等の労働災害を拡張して補償します。

<使用者賠償責任条項のみ>

使用者賠償責任条項にオプションとしてセットできる主な特約は次のとおりです。セットをご希望の方は加入申込票の特約欄に記入してください。

初期対応費用補償特約	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、被保険者が緊急的に負担する災害の発生・拡大の防止または災害による損害賠償責任に関する争訟の解決についての必要かつ有益な費用(災害原因調査費用、清掃費用、被用者またはその遺族に慣習として支払った見舞金・香典等)を対象に、保険金をお支払いします。
訴訟対応費用補償特約	被用者の業務上の事由による身体の障害が日本国内で発生した際に、この保険契約で損害賠償金が支払対象となる訴訟、和解、調停または仲裁について被保険者が支出した必要かつ有益な費用(相手方当事者または裁判所に提供する文書作成費用、従業員への超過勤務手当等)に対し、保険金をお支払いします。

上記特約の詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

ご加入手続方法

2026年11月20日までに、代理店・扱者まで加入申込票をご提出ください。(それ以降のお申込みによる中途加入も可能です。)

ご加入できる方の条件

この労災上乗せ補償(労働災害総合保険)にご加入できるのは川崎商工会議所会員に限りです。

ご加入にあたっての注意事項

- この保険は川崎商工会議所が保険契約者となる団体契約です。
- この保険の保険期間は1年間となります。
- 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

保険期間

2026年12月1日午後4時から2027年12月1日午後4時までの1年間

*中途で加入をご希望される場合は、代理店・扱者または引受保険会社にご相談ください。

保険料払込方法

保険料は全て初回から預金口座より自動的に引落しさせていただきます。毎月27日が口座からの引落日になります。第2回保険料以降、2か月連続して口座引落しが不能となった場合には、最終払込に対応する払込期日をもって保険の効力がなくなります。

保険料の精算

保険料確定特約をセットした場合はご加入期間満了後の保険料の精算は不要です。保険料確定特約をセットしていない場合は、ご加入期間満了後「労働災害概算保険料申告書」等をもとに確定被用者数または確定賃金総額により計算させていただいた確定保険料と、既に払い込まれた保険料との過不足(ゼロの場合も含む)を精算させていただきます。

災害が起きた場合

- 災害が起きた場合の引受保険会社へのご連絡等
災害が起きた場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。
[災害の拡大の防止および軽減]
ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

三井住友海上へのご連絡は

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス

0120-258-189 (無料)へ

「三井住友海上事故受付センター」

- 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金を受け取るべき方には、引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

お問合わせ先

代理店・扱者

引受保険会社

[幹事会社]

三井住友海上火災保険

神奈川支店・金融公務課

横浜市西区高島1丁目2-5

横濱ゲートタワー21階

TEL:045-274-8916 FAX:045-641-2158

商工会議所名

川崎商工会議所 中小企業振興部

TEL: 044-211-8888

幹事代理店

株式会社保険企画

川崎市中原区北谷町47

TEL: 0120-044-211

FAX: 044-555-6777

東京海上日動火災保険

損害保険ジャパン

あいおいニッセイ同和損保

日新火災海上保険

AIG損害保険

楽天損害保険

重要事項のご説明

- この書面は、労働災害総合保険に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいますようお願いいたします。
- お申込みいただく際には、加入申込票等に記載の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。
- この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特約（以下、「普通保険約款・特約」といいます。）に記載していますのでご確認ください。
- 普通保険約款・特約は、ご加入後、加入者証とともにお届けします。事前に必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
- 申込人と被保険者が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面は、ご加入後も保管してください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I. ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み

契約概要

労働災害総合保険普通保険約款 + 自動セット特約^(注1) + 各種特約^(注2)

(注1) 次の特約となります。

・労働災害総合保険特約 ・条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約 ・サイバーインシデント補償特約

(注2) セットできる主な特約については、「2. (2) セットできる主な特約」をご参照ください。

2. 引受条件等

(1) 補償内容

①被保険者

契約概要

補償の内容によって、被保険者（保険契約により補償を受けられる方をいいます。）が異なります。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

②保険金をお支払いする主な場合

契約概要

●法定外補償条項

- ・被保険者の被用者（被保険者の従業員等で加入者証に記載された方をいいます。以下同様とします。）が業務上または通勤途上の災害^(注)によって身体の障害（後遺障害、死亡を含みます。以下同様とします。）を被り、政府労災保険等の保険給付がなされた場合に、被保険者が被用者またはその遺族に支払う金額としてこの保険契約の普通保険約款・特約で定める金額を保険金としてお支払いします。
- ・労働災害には「業務災害」と「通勤災害」があり、政府労災保険ではともに保険給付の対象となっています。法定外補償条項の基本契約では、このうち「業務災害」のみを対象としています。特約をセットいただくことにより「通勤災害」も対象とすることができます。なお、法定外補償条項の「業務災害」「通勤災害」の認定、および後遺障害等級、休業日数等の認定については政府労災保険等の決定に従います。（所轄の労働基準監督署長の認定によります。）
- ・政府労災保険等とは異なり、保険金は被保険者にお支払いします。ただし、最終的には被保険者から補償金として全額被災した被用者にお渡しいただきます。被災した被用者からは受領証の取付けが必要となり、被保険者が保険金の全部または一部を被災した被用者に対して支払わなかった場合には、その部分については引受保険会社にご返還いただくことになります。

（注）通勤途上の災害については、「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

●使用者賠償責任条項

- ・被用者が業務上の災害によって被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する場合の損害賠償金および賠償問題解決のために支出する費用に対して、保険金をお支払いします。ただし、損害賠償金は次に掲げる金額の合算額を超える場合に限り、その超過額のみを賠償保険金としてお支払いします。
 - ①政府労災保険等により給付されるべき金額（特別支給金を含みません。）
 - ②自賠償保険、自賠償共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
 - ③法定外補償規定等または法定外補償条項により、被保険者から被災した被用者またはその遺族に支払われる金額
- ・被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被災した被用者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。

* 保険金をお支払いする条件は適用される特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

③保険金をお支払いしない主な場合

契約概要

注意喚起情報

次のいずれかに該当する身体の障害等については保険金をお支払いしません。

●法定外補償条項および使用者賠償責任条項に共通の事項

地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による被用者の身体の障害

等

●法定外補償条項

①酒気を帯びた状態で自動車等を運転したことによって被用者本人が被った身体の障害

②被用者の故意の犯罪行為によってその被用者本人が被った身体の障害

等

●使用者賠償責任条項

被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合はその契約、または法定外補償規定等がある場合はその規定等がなければ被保険者が負担しない損害賠償金または費用

等

* 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。保険金をお支払いしない場合の詳細および用語の定義については、普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されていますので、必ずご確認ください。

④お支払いの対象となる保険金の種類

契約概要

注意喚起情報

お支払いする保険金として普通保険約款に定めているものは次のとおりです。ただし、適用される特約によりその他の保険金
が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。

●法定外補償条項

①死亡に対する法定外補償保険金

被用者が死亡した場合にお支払いする保険金です。

②後遺障害に対する法定外補償保険金

被用者が後遺障害（政府労災保険の第1級～第14級）を被った場合にお支払いする保険金です。

③休業に対する法定外補償保険金

被用者が身体の障害により休業し、賃金の支払いを受けられない場合にお支払いする保険金です。休業し、賃金の支払いを受けられない日の第4日目以降が対象で1,092日分（特約をセットすることにより日数を変更することも可能です。）を限度とします。

●使用者賠償責任条項

①被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金

ア、死亡や後遺障害における逸失利益、休業損失等の政府労災保険等および企業の法定外補償制度等により給付される金額の超過額が対象となります。給付が年金の場合は一時金に換算します。

イ、法律上の損害賠償責任による慰謝料がお支払いの対象となります。政府労災保険等では慰謝料は給付の対象となりません。政府労災保険等にかわって自動車損害賠償責任保険等で支払われるべき金額がある場合は、その超過額が対象となります。

②賠償問題解決のために要した費用

ア、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁護士報酬を含みます。）

イ、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用

ウ、被保険者が引受保険会社の要求に従い、協力するために要した費用

エ、被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために要した必要または有益な費用

(2) セットできる主な特約

契約概要

セットできる主な特約は川崎商工会議所の法定外労災補償プラン（5ページ）をご参照ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(3) 複数のご契約があるお客さまへ

次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（労働災害総合保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、補償対象となる身体の障害による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。

補償内容の差異や支払限度額等を確認し、特約等の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの特約等を1つのご契約のみにセットしている場合、契約を解約したとき等は、特約等の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

＜補償が重複する可能性のある主な特約等＞

今回セットしていただく補償・特約	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①使用者賠償責任条項	・ビジネスJネクスト 使用者賠償責任補償特約 ・ビジネスプロテクター 使用者賠償責任補償特約
②災害付帯費用補償特約	ビジネスJネクスト 事業者費用補償（定額型/ベーシック・実損型/ワイド・実損型）特約
③コンサルティング費用補償特約	ビジネスJネクスト コンサルティング費用補償特約

(4) 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

①保険期間

この保険の保険期間は1年間となります。お客さまが実際にご加入いただく保険期間につきましては、加入申込票の「保険期間」欄にてご確認ください。

②補償の開始時期

始期日の午後4時（加入申込票またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻）に補償を開始します。保険料（分割払の場合は、第1回分割保険料）は、保険料の払込みが猶予される場合^{（注）}を除いて、ご加入と同時に払い込んでください。保険期間が始まった後でも、保険料の払込みを怠った場合、始期日から代理店・扱者または引受保険会社が保険料を領収するまでの間に生じた身体の障害による損害に対しては保険金をお支払いしません。

（注）保険料の払込みが猶予される場合の詳細については、「3.（3）保険料の払込猶予期間等の取扱い」をご参照ください。

③補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(5) 支払限度額等

契約概要

注意喚起情報

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。お客さまが実際にご加入いただく支払限度額、免責金額につきましては、加入申込票の「支払限度額」欄および「免責金額」欄にてご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。なお、支払限度額は、政府労災保険制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

●法定外補償条項

法定外補償規定等を定めている場合は、法定外補償規定等の補償金額の全部または一部をカバーするよう支払限度額を設定します。

(a) 単位定額方式（法定外補償金額を「被用者1名につき〇〇円」と金額で定める場合）

被用者1名につき、支払限度額を設定します。

(b) 単位定率方式（法定外補償金額を「被用者1名につき1日あたり平均賃金の〇〇日分」と日数で定める場合）

被用者1名につき、1日あたりの平均賃金^(注)の倍数で設定します。休業補償については1日あたりの平均賃金に対する割合（〇〇％）で設定します。

（注）平均賃金とは、政府労災保険等の給付基礎日額をいい、保険金支払いの対象となる負傷や疾病の原因となった労働災害の発生日の直前3か月間にその被用者に支払われた賃金総額（3か月を超える期間ごとに支払われる賞与等を除きます。）の平均日額をいいます。

(c) 上記(a)、(b)の組合せにより設定する方法

●使用者賠償責任条項

基準となる支払限度額は次のとおりとなり、この金額以上1万円単位で設定します。また、支払限度額の上限は被用者1名につき3億円、1回の災害につき10億円とします。

(a) 被用者1名につき： 500万円

(b) 1回の災害につき： 1,000万円

免責金額^(注)を設定する場合は、損害の額から加入者証記載の免責金額^(注)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、加入者証記載の支払限度額を限度とします。

（注）免責金額とは、保険金としてお支払いする1回の災害ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

3. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

①保険料

保険料^(注)は、支払限度額、事業の種類、保険料算出の基礎数値等によって決定されます。また、継続契約においては、過去の保険金のお支払実績等に基づく割増引が適用されます。詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、加入申込票の「保険料」欄にてご確認ください。

（注）申込人が保険契約に基づいて引受保険会社に払い込むべき金銭をいいます。

②割増引の合算適用

損害率による割増引^(注)について団体契約として合算適用します。その他の割増引の詳細は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

（注）割増引率は保険料および過去の損害率等により変動します。このため、加入状況および保険金のお支払状況により翌年度の割増引率が変更となる場合があります。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

このパンフレットの「保険料払込方法」のページをご参照ください。

保険料は、このパンフレットに記載の方法により払い込んでください。このパンフレットに記載の方法による保険料の払込みがない場合、身体の障害による損害が発生しても保険金をお支払いしません。また、ご加入を取り消す場合があります。

4. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

Ⅱ. ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務（ご加入時にお申しいただく事項）

注意喚起情報

(1) 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

(2) 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、加入申込票^(注)に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入申込票^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

（注）引受保険会社はこの保険契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(3) この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容（保険の種類、支払限度額等）を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

2. クーリングオフ（ご加入のお申込みの撤回等）

注意喚起情報

この保険は、ご加入のお申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

3. その他

保険料算出（確定）のための確認資料（「保険料確定特約」をセットした契約）

「保険料確定特約」をセットすることにより、保険料が次のいずれかによって定められている場合は、ご加入の際に保険料を算出（確定）するために必要な賃金総額、平均被用者数または請負金額についての資料を引受保険会社にご提出いただきます。

○ご加入時点で把握可能な最近の「労働保険年度（1年間）」もしくは「会計年度（1年間）」における賃金総額、平均被用者数または請負金額

○保険契約の対象となる工事の賃金総額、平均被用者数または請負金額（有期個別契約の場合に限ります。）

Ⅲ. ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

注意喚起情報

- (1) ご加入後、次の事実が発生した場合は、あらかじめ（事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく）ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①加入申込票の「※」印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
②ご加入時にご提出いただいた告知書・加入申込票等の記載内容に変更が生じる場合

- (2) 次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ①加入者証記載の住所または電話番号を変更する場合
②上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

2. 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

- (1) この保険契約を脱退（解約）する場合は、ご契約の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。
(2) 脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険料が賃金によって定められる場合は既経過期間中に支払った賃金総額に基づき算出した保険料、被用者数によって定められる場合は既経過期間中の平均被用者数に基づき脱退（解約）の条件によって、脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。詳細は普通保険約款・特約でご確認ください。
(3) 始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。

3. 加入者証の確認・保管

ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。

4. 失効について

注意喚起情報

この保険契約が失効した場合、未経過期間分の保険料を返還します。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

5. 保険料の精算および保険料算出（確定）のための確認資料

保険料が見込の賃金総額、平均被用者数等によって定められている場合は、これらの数値が確定した後、保険料の精算を行う必要があります^(注)。保険料の精算の際に、保険料を算出（確定）するために必要な資料を引受保険会社にご提出いただきます。実績数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算させていただきます。

（注）この保険契約から脱退（解約）される場合にも、保険料の精算を行う必要があります。

6. 調査について

保険契約に関して、必要な調査をさせていただくことがあります。この調査を正当な理由なく拒んだ場合は、ご契約を解除することがあります。

その他ご留意いただきたいこと

1. 災害が起こった場合

- (1) 災害が起こった場合の引受保険会社へのご連絡等
災害が起こった場合、次の処置を行ったうえで、遅滞なくご契約の代理店・扱者または引受保険会社にご連絡ください。
災害の拡大の防止および軽減
ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
(2) 保険金の支払請求時に必要となる書類等
被保険者または保険金を受け取るべき方には、下表のうち引受保険会社が求める書類をご提出いただく必要があります。
なお、必要に応じて下表以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1)引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2)災害の発生状況を確認できる書類	労働者死傷病報告（写）
(3)労災保険法等の支給請求書（写）	遺族補償年金（一時金）支給請求書、障害補償給付支給請求書、休業補償給付支給請求書
(4)労災保険法等の支給決定通知書（写）	労災保険法等の支給決定通知書（写）・年金証書（写）
(5)被用者の死亡に伴う保険金請求の場合には、死亡診断書または死体検案書	死亡診断書、死体検案書、遺族補償年金（一時金）支給請求書
(6)被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合には、障害の程度を証明する医師の診断書	引受保険会社所定の後遺障害診断書、レントゲンフィルム等検査資料その他の後遺障害による損害の額を示す書類、障害補償給付支給請求書
(7)被用者の休業に伴う保険金請求の場合には、被保険者の休業証明書（賃金不払を証明するもの）	被保険者の休業証明書、休業補償給付支給請求書
(8)被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）	法定外補償規定（写）
(9)法定外補償条項の保険金請求の場合には、被保険者が支払ったまたは支払責任を負担した災害補償金の額を証明する書類	労働災害補償金受領書、補償金の振込伝票（控）、示談書（写）
(10)使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、損害賠償金額および費用を証明する書類	損害賠償金額および費用を証明する書類

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(11) 使用者賠償責任条項の保険金請求の場合には、被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	被保険者が被用者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
(12) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
① 保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証明する書類および委任した方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書
⑤ 平均賃金（給付基礎日額）の算定内容を確認する書類	平均賃金算定内訳
⑥ 交通事故の場合は、事故発生状況の確認のために労働基準監督署に提出された交通事故証明書（写）	交通事故証明書（写）
⑦ 被用者が車両運転・操縦中の事故の場合は、運転免許・法令資格が確認できる書類	運転免許証（写）、労働安全衛生法による技能講習修了証明書（写）
⑧ 通勤災害補償特約をセットした場合で、通勤災害における交通事故等、第三者の加害行為による災害の場合は、労働基準監督署に提出された第三者加害行為届（写）	第三者加害行為届（写）
⑨ 下請負人補償特約をセットした場合は、被保険者から下請負人への発注・受注を確認する書類	発注・受注の請負契約書等
⑩ 災害付帯費用補償特約をセットした場合は、被保険者が負担した香典、葬儀、花輪代等の諸費用の額を確認する書類	香典、葬儀、花輪代等の費用明細等

(3) 保険金のお支払時期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします。^(注3)

(注1) 保険金請求に必要な書類は、(2)をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関・損害保険鑑定人など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

(4) 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(5) 先取特権

損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権（他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利）を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

(6) 示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。（使用者賠償責任条項をセットした場合。）

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う災害が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

2. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<https://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

3. 契約取扱者の権限

注意喚起情報

契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

4. 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 申込入または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体の障害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 申込入または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

5. 継続契約について

- (1) 著しく保険金請求の頻度が高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合には、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- (2) 引受保険会社が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とする継続契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が継続前のご契約と異なることやご契約を継続できないことがあります。あらかじめご了承ください。

6. 共同保険

引受保険会社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

7. 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下、「個人等」といいます。）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。

ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

お問い合わせ窓口

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】 株式会社保険企画 044-555-6211 <https://www.hokenkikaku.co.jp/>

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

三井住友海上へのご相談・苦情がある場合

三井住友海上お客さまデスク 0120-632-277（無料）

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



災害が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

事故は いち早く

24時間365日事故受付サービス 0120-258-189（無料）

三井住友海上事故受付センター

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター 03-4332-5241（全国共通）

- ・受付時間 [平日 9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
- ・おかけ間違いにご注意ください。
- ・詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>)

承認年月：2026年10月 承認番号：A26-100957